

平成 17 年 8 月 10 日
企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第6号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(案)」

企業会計基準適用指針公開草案第9号

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の
適用指針(案)」の公表

コメントの募集

近年、資本の部に対する考え方の変更や中間区分の設定が見られる中、企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)から平成 16 年 12 月に公表された企業会計基準公開草案第 3 号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」では、ストック・オプションに対応する金額の貸借対照表上の表示について、負債の部と資本の部の中間に独立の項目として計上することを提案しております。しかしながら、このような項目の性格については論争が多く、また、個別財務諸表に新たに中間区分を設けることについては慎重な検討が必要という意見も多いことから、ストック・オプションに対応する金額の表示区分について引き続き議論することとしておりました。

当委員会では、この問題について、貸借対照表表示検討専門委員会を設置し、当該専門委員会での討議を含め、検討してまいりましたが、平成 17 年 8 月 5 日の第 86 回企業会計基準委員会で標記の企業会計基準及び適用指針の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 17 年 10 月 11 日(火)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

なお、当委員会では、本公開草案を踏まえて、今後、「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」を再公開することを予定しております。

記

電子メール : bs@asb.or.jp
FAX : 03-5561-9624
お問い合わせ先 : 03-5561-8449

■ 本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 純資産の部の表示

(連結) 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権（及び少数株主持分）に区分する。

株主資本は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金に区分する。

- 個別貸借対照表上、資本剰余金は、さらに資本準備金及びその他資本剰余金に区分する。
- 個別貸借対照表上、利益剰余金は、さらに利益準備金、任意積立金等及びその他利益剰余金に区分する。

(個別貸借対照表の該当部分の記載例)	(連結貸借対照表の該当部分の記載例)
純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 資本剰余金 (1) 資本準備金 (2) その他資本剰余金 3 利益剰余金 (1) 利益準備金 (2) 任意積立金等 (3) その他利益剰余金 4 自己株式 株主資本合計 II 評価・換算差額等 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 III 新株予約権 純資産合計	純資産の部 I 株主資本 1 資本金 2 資本剰余金 3 利益剰余金 4 自己株式 株主資本合計 II 評価・換算差額等(*) 1 その他有価証券評価差額金 2 繰延ヘッジ損益 3 土地再評価差額金 4 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 III 新株予約権 IV 少数株主持分 純資産合計

(*)連結貸借対照表において、子会社の個別貸借対照表上、純資産の部に直接計上されている評価・換算差額等は、持分比率に基づき親会社持分割合と少数株主持分割合とに按分し、親会社持分割合は当該区分において、少数株主持分割合は少数株主持分に含めて記載する。

■ 税効果会計の適用

評価・換算差額等については、税効果会計を適用し、これらに係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額を控除して計上する。

■ 資本連結における子会社の資本及び被投資会社の資本

連結貸借対照表の作成にあたり、資本連結において親会社の子会社に対する投資と相殺消去される子会社の資本は、従来どおり、以下の合計となる（いずれも、税効果会計適用後の金額とする。）。

- 子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における株主資本（親子会社間の会計処理の統一及びその他個別財務諸表の修正による損益処理後）
- 子会社の個別貸借対照表上の純資産の部における評価・換算差額等
- 子会社の資産及び負債の時価と当該資産及び負債の個別貸借対照表上の金額との差額（評価差額）

持分法の適用にあたり、被投資会社の資本は、従来どおり、上述した子会社の資本に準ずる。

■ 在外子会社等の純資産の換算

連結財務諸表の作成又は持分法の適用にあたり、外国にある子会社又は関連会社の外国通貨で表示されている財務諸表項目のうち、純資産に属する項目（連結貸借対照表の作成又は持分法の適用にあたり子会社の資本及び被投資会社の資本とされた評価差額を含む。）の換算は、次の方法による。

- 親会社による株式の取得時における株主資本及び評価・換算差額等に属する項目、並びに子会社の資産及び負債の評価差額については、株式取得時の為替相場による円換算額を付する。
- 親会社による株式の取得後に生じた株主資本に属する項目については、当該項目の発生時の為替相場による円換算額を付し、親会社による株式の取得後に生じた評価・換算差額等に属する項目については、決算時の為替相場による円換算額を付する。
- 新株予約権については、発生時の為替相場による円換算額を付する。ただし、新株予約権に係る為替換算調整勘定は、新株予約権に含めて表示することとする。
- 少数株主持分については、従来どおり、決算時の為替相場による円換算額を付する。

■ 適用時期等

- 本会計基準は、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。
- 適用初年度においては、これまでの資本の部の合計に相当する金額を注記する。

(参考) 現行の会計基準等による場合との主な相違

項目	現行	本公開草案
(連結) 貸借対照表の区分	資産の部、負債の部、(少数株主持分) 及び資本の部に区分する	資産の部、負債の部及び純資産の部に区分する
(連結) 貸借対照表の純資産の部(資本の部)の区分	資本の部は、資本金、資本剰余金、利益剰余金及びその他の項目に区分する	純資産の部は、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権(及び少数株主持分)に区分する
個別貸借対照表におけるその他資本剰余金の区分	資本金及び資本準備金減少差益や自己株式処分差益等その内容を示す科目で表示する	内訳を表示しない
個別貸借対照表における利益剰余金の区分	利益準備金、任意積立金及び当期未処分利益(当期未処理損失)に区分する	利益準備金、任意積立金等及びその他利益剰余金に区分する
繰延ヘッジ損益		
(1) 表示	資産の部又は負債の部	純資産の部の評価・換算差額等
(2) 税効果	税効果を調整しない	税効果を調整する
(3) 資本連結	親会社の子会社に対する投資と相殺消去される子会社の資本に含まれない	親会社の子会社に対する投資と相殺消去される子会社の資本に含まれる
新株予約権の表示	負債の部	純資産の部
少数株主持分の表示	負債の部と資本の部の中間における独立の項目	純資産の部

以 上